

1 指名停止措置業者名：岡本建設株式会社

業者の住所：北海道北見市無加川町404-7

2 指名停止措置期間：令和7年10月20日から  
令和7年11月19日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内

#### 4 事実概要

貴社は、北海道発注の工事において元請人であったが、1次下請人が、その請け負った建設工事を個人事業主に請け負わせたにも関わらず、1次下請負人の作業員として施工体制台帳に記載されていたことに気づかないまま、施工体制台帳等を発注者に提出したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月29日、北海道知事から監督処分（指示処分）を受けた。

#### 5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められるため。

#### 工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内